

令和5年度 仁淀川町ふるさと納税返礼品等支援業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1. 公募の概要

(1) 公募の趣旨

仁淀川町ふるさと納税返礼品等支援業務を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の契約候補者として選定することを目的とする。

(2) 仁淀川町ふるさと納税の現状

仁淀川町ふるさと納税の寄付額の推移は以下のとおり。

- ・令和元年度：受入件数 569 件 金額 12,472 千円
- ・令和2年度：受入件数 1,476 件 金額 24,098 千円
- ・令和3年度：受入件数 2,066 件 金額 34,859 千円

2. 業務の内容

(1) 業務名

令和5年度 仁淀川町ふるさと納税返礼品等支援業務委託

(2) 事業内容

令和5年度 仁淀川町ふるさと納税返礼品等支援業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 委託期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日まで

※契約締結後、令和5年6月1日から運用開始できるよう、前事業者からの引継ぎ等の準備を行うこと。なお、準備期間に関して委託料は発生しないものとする。

3. 応募の要件等

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 仁淀川町内に主たる事業所又は従たる事業所を置く者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 募集開始から受付締め切りまでの日において、仁淀川町建設工事指名停止措置要綱第1条の規定により指名停止の処分を受けていないこと。
- (4) 応募事業者の役員等で、破産者及び禁錮以上の刑に処された者がいないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始

の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項の規定に基づく再生
手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく
更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた
者であっても、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた者については、当該再生
手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

(6)応募事業者の役員等(就任予定者を含む。)が仁淀川町暴力団排除条例(平成 23 年
仁淀川町条例第 3 号)第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員等ではないこと。

4. 募集日程

(1) 募集要項の公表	令和 5 年 1 月 11 日(水)
(2) 参加申込書及び質問書等の提出期限	令和 5 年 1 月 27 日(金)
(3) 企画提案書等提出期限	令和 5 年 2 月 3 日(金)
(4) 面接審査(プレゼンテーション等)	令和 5 年 2 月下旬
※日時、場所についての詳細は応募のあった事業者へ別途連絡する	
(5) 審査結果通知	令和 5 年 3 月上旬

5. 応募方法等

(1) 書類提出

①参加申込書	1 部
②会社概要書	1 部
③誓約書	1 部
④企画提案書(任意様式も可)	原本 1 部 副本 3 部
⑤見積書(別途作成した見積書も可)	原本 1 部 副本 3 部

※原本には法人名等を記載し、副本は法人名等を記載せずに提出すること。

(2) 提出期限

(1)の①から③の書類については令和 5 年 1 月 27 日(金)午後 5 時まで必着

(1)の④および⑤の書類については令和 5 年 2 月 3 日(金)午後 5 時まで必着

(3) 提出方法

仁淀川町役場総務課へ持参又は郵送により提出すること。

〒781-1592 高知県吾川郡仁淀川町大崎 2 0 0 番地

仁淀川町役場 総務課 ふるさと納税係 宛

6. 質問の受付および回答

本プロポーザルに関し質問がある場合には、令和 5 年 1 月 27 日(金)午後 5 時までに、

仁淀川町ふるさと納税返礼品等支援業務委託に係る⑥質問書を提出すること。

なお、質問の受付は電子メールのみとし、件名を「仁淀川町ふるさと納税返礼品等支援業務委託に係る質問(事業者名)」とすること。

送付先電子メールアドレス：furusato@town.niyodogawa.lg.jp

質問は5日以内に質問者へ電子メールで回答するとともに、仁淀川町ホームページに掲載する。

7. 企画提案書の作成について

(1)④企画提案書は所定の様式または任意様式とし、任意の企画提案書については、

A4版両面印刷で最大10枚とする。なお、白黒、カラーは問わない。

(2)任意の企画提案書には、④企画提案書の6項目について必ず記載すること。

8. 見積書の作成

(1)⑤見積書の作成は、指定の様式以外に事業者が作成した見積書を添付することも可とする。

(2)本事業における委託料は、町が受領した寄付金額の10%(消費税及び地方消費税相当額を除く)を上限とする。

9. 応募に際しての留意事項

(1) 応募の抹消

応募した事業者が応募受付の締切日から選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募を抹消し、選定審査の対象から除外する。

- ① 提出期間内に応募書類が全て提出されなかった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合

(2) 複数提案の禁止

複数の提案書の提出は出来ない。

(3) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

(4) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(5) 費用負担

企画提案書作成、提出等参加に要する経費等は、全て参加者の負担とする。

10. 選定及び提案評価に係る事項

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式により提出書類について、原則応募者によるプレゼンテーションを行う。

① 日時：令和5年2月下旬

詳細は応募のあった事業者へ別途連絡する。

② 内容：プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度

プロジェクター、スクリーン等は町で用意したものを使用すること

③ 出席者：1事業者3名以内とする。

④ 審査：本町の審査委員3名により、別表「令和5年度 仁淀川町ふるさと納税返礼品等支援業務委託 公募型プロポーザル審査表」に基づき審査を行う。

⑤ 選定：基準点（150点以上）を満たしており、かつ、各審査員の合計点数が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、合計点数が同じである者が複数いる場合は、審査会の協議によって決める。

⑥ 結果：令和5年3月上旬に書面により通知するとともに、仁淀川町ホームページにて契約候補者を公表する。

11. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

契約候補者と仁淀川町の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。

12. その他

(1) 選定後に契約候補者が辞退するなどして、本町に損害が生じた場合にはその費用の賠償を請求する。

(2) 提出された書類は、選定作業などの必要な範囲において、複製を作成する場合がある。

(3) 提出された書類の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、本案件に係る情報公開請求があった場合は仁淀川町情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある。

(本件に係る問い合わせ先)

仁淀川町役場 総務課 ふるさと納税係

〒781-1592 高知県吾川郡仁淀川町大崎 200 番地

TEL : 0889-35-0111 FAX:0889-35-0571

メール : furusato@town.niyodogawa.lg.jp